

無償化の内容【認可外保育施設等】

利用料の無償化については、認定申請が必要となります。

1.認可外保育施設等の種類

①都道府県等に届出をした認可外保育施設（福岡県では届出保育施設といいます）

- ・一般的な認可外保育施設
- ・地方自治体独自の認証保育施設
- ・ベビーシッター
- ・認可外の事業所内保育所等

②一時預かり事業

③病児保育事業

④ファミリー・サポート・センター事業（ファミサポ事業）

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。しかし、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間が設けられています。

2.利用料の無償化

保護者が居住する市町村から「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定：新2号または新3号）」を受けることで、認可外保育施設等の利用料が無償化されます。

《利用料無償化のために施設等利用給付認定》

認定区分	対象年齢	認定要件	無償化の上限額
新2号認定	3歳児から5歳児クラス	保育認定（2号・3号）と同じ	月額37,000円まで
新3号認定	0歳児から2歳児クラス ※市町村民税非課税世帯のみ	保育認定（2号・3号）と同じ	月額42,000円まで

※標準時間や短時間の区分はありません

《利用料無償化のための申請手続》

申請先	みやま市子ども子育て課※認可外保育施設は施設を經由して市へ提出
申請様式	1.子育てのための施設等利用給付認定申請書 2.保育を必要とする証明書（就労証明書または保育施設利用に関する申立書） 3.世帯状況確認表（新3号のみ）
申請期限	無償化となる月の前月15日まで ※4月分は前年11月30日まで ※毎年度申請が必要です

【施設等利用給付認定を受けられない人】

保育認定（2号又は3号認定）を受けている人や、企業主導型保育事業（保育所並みの開所）を利用している人。

3.利用料の請求・支払方法

- ・施設等利用給付認定を受けた子どもの利用料は、市から保護者へお支払いします。
- ・利用料が上限額を超えた場合の差額は、市へ請求できません。